

函 福 監

令和2年（2020年）3月3日

居宅介護支援事業所管理者 様

介護予防支援事業所管理者 様

函館市保健福祉部指導監査課長

介護保険課長

地域包括ケア推進課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る居宅介護支援業務に関する臨時的な取扱いについて

貴職におかれましては、日頃より本市社会福祉の向上にご尽力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する対応について、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第3報）」（令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室等4課連名事務連絡）が示され、サービス担当者会議の開催に関し、柔軟な対応が可能との考え方が示されました。（別添資料の間9参照）

そこで、本市においては、下記のとおりのお取扱いとしますので、留意事項に十分に気をつけた上で、適正な居宅介護支援業務を遂行していただきたく、よろしく願いいたします。

記

1 基本的な考え方

介護支援専門員や事業所の職員が媒介者となる感染拡大を予防するため、関係者に発熱等の風邪症状が見られている場合や、利用者や家族等から自宅への訪問や対面の業務に対する不安の声が寄せられた場合等については、利用者のサービス提供に必須なもの以外は、対面の接触をできるだけ避けるため、代替の方法により必要な業務を行うことができるものとする。

2 具体的な対応

次のものに関しては、利用者や家族等に丁寧に説明し、十分な理解を得られた場合には、対面ではなく代替の方法により行うことができる。

（1）サービス担当者会議

利用者の自宅以外での開催や、一堂に会する会議の代わりに電話やファックス、電子メール等による照会や聞き取りにより行うことができる。

(2) 居宅サービス計画等の利用者や家族等への説明や同意

説明は電話で行うことができるものとし、書面での署名や押印が必要な場合は、郵送等により行うことができる。

(3) アセスメント

利用者や家族、関わっていた事業者や主治医などからの情報収集によりアセスメントに必要な内容が得られる場合は、電話やファックス、電子メール等により、照会や聞き取り、資料の提供等により行うことができる。ただし、新規の利用者については、できるだけ対面による確認を行うこと。

(4) モニタリング

利用者や家族、関わっていた事業者や主治医などからの情報収集によりモニタリングに必要な内容が得られる場合は、電話やファックス、電子メール等により、照会や聞き取りを行うことができる。

3 留意事項

(1) 面談しないことにより、利用者の健康状態や必要な支援内容の把握が不十分にならないように、状況把握は密に行うこと。特に、利用者に発熱等の風邪症状が見られる場合は、速やかに相談と治療を受けられるように、家族等への支援や関係者との連携を緊密に行うこと。

(2) 他事業所のサービス担当者等と緊密な連携を図り、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行うこと。

(3) 代替の方法で業務を行った場合は、その理由や経過を記録すること。（適切に記録されていない場合は、必要な業務が行われたことを確認できないので、減算や指導の対象となる場合があります。）

(4) 感染症対策が一段落し、対面での業務に対する不安が払拭された後、速やかに利用者や家族等と面談するなど、必要な対応をとること。

指導監査課 高齢者担当	高木, 渡辺	TEL21-3923 FAX21-3928
介護保険課 介護サービス担当職員		TEL21-3023 FAX26-5936
地域包括ケア推進課 企画・管理担当	相澤, 蝦名	TEL21-3041 FAX26-5936